

1 目的

- ・市が委託する各障がい者相談支援事業所が、自己評価を通じて業務内容を振り返り、業務の改善及び適正化に努めるよう促す。
- ・各障がい者相談支援事業所の自己評価を基に、自立支援協議会や市が行う評価を活用することで、相談支援の充実と質の向上を目指す。

2 実施方法

- ① 各事業所は、仕様書に沿って市が作成した評価表に基づき、自己評価を実施した。
- ② 各事業所の自己評価を基に、自立支援協議会（運営会議）の委員及び市は評価を実施した。
- ③ 第2回運営会議（令和8年7月16日）において、自立支援協議会の委員及び市の評価内容について協議した。

<障がい者相談支援事業（概要）>

障がい児者及びその家族などからの相談に対し、情報提供や助言などの必要な支援を行い、障がい児者の福祉の向上を図ることを目的として、市が委託した事業所が実施している。

- 障がい者基幹相談支援センター（虐待防止センター含む）
地域における相談支援の中核として、相談支援専門員への助言や支援、虐待防止・権利擁護の推進、地域の相談支援体制の強化などの役割を担う。
- 発達障がい相談支援事業所
発達障がいに関する相談支援の拠点であり、事業所等に対し発達障がいに関する専門的な助言等の役割を担う。
- 地区障がい相談支援事業所4事業所
市内を4つの区域（北東、北西、南西、南東）に分け、障がいの種別を問わず相談対応する地域の身近な相談窓口としての役割を担う。

委託事業所		運営会議による主な評価	行政評価
基幹相談支援センター （福）この道福祉会	基幹相談機能	【相談支援専門員の後方支援、相談支援体制】 ①個別ケースの対応において、相談支援専門員だけでは対応が難しく、関係機関との調整が必要となる場合があるため、基幹相談支援センターには、調整や助言を行うなどの柔軟な対応を今後も期待する。 ②困難ケースの対応については、医療や教育、保育分野に加え、警察や司法等関係機関が関わるケースが多いことから、関係機関が連携し、地域で支援する体制づくりが重要である。	【相談支援専門員の後方支援、相談支援体制】 ①相談支援専門員への助言や指導、定期的な研修会の開催など、本市における相談支援の中核的な役割を担っている。相談支援専門員が抱えるケースにおいては、今後も専門的助言などに取り組むこと。 ②相談支援体制の強化に向けて、包括支援センターとの合同研修会を開催する他、地域移行、地域定着の推進に向け、医療機関や入所支援施設との連携会議を行うなど、独自に取り組んでいる。今後も障がい分野に限らず関係機関との連携した取組を行い、相談支援体制の強化に努めること。
	虐待防止センター	【虐待通報対応】 ①虐待に関する通報だけでなく、虐待には至らない事案についても、虐待防止センター職員が助言などの支援を行っていた。 【虐待防止のための周知・啓発】 ②障害福祉サービス事業所を対象にした虐待防止に関する出前講座は、今後も継続的に続けてほしい。	【虐待通報対応】 ①通報者や支援者が心理的な安心感を持って相談できるよう、相談しやすい環境づくりや適切な助言・支援体制の整備に努めること。 【虐待防止のための周知・啓発】 ②虐待防止に関する出前講座は、支援員の権利擁護意識の向上や不適切支援の防止につながることから、広く活用されるよう周知すること。
発達障がい相談支援事業所 （NPO法人はるもにあ）		【発達障がいに関する専門的な助言・人材育成】 ①障害福祉サービス事業所や保育・教育関係者向けに行う発達障がいに関する研修については、今後も継続を希望する。 ②障害福祉サービス事業所職員向けの研修の他、不登校、学習障害などに関する各種取組は重要であり、今後も継続を期待する。 ③発達障がい相談支援事業所で開催する、研修や学習会の周知方法を工夫し、発達障がいに関する専門的知見を地域全体へ還元してほしい。	【発達障がいに関する専門的な助言・人材育成】 ①相談支援専門員だけでなく、障害福祉サービス事業所や教育機関、企業などに対して行う専門的な助言等により、地域の支援力向上に繋げている。 ②今後も発達障がいに関因する不登校や就労など、多様な課題を把握し、専門的な知見を活かした相談支援、支援者の人材育成に取り組むこと。 ③学習障害に関する支援者向けの勉強会などは、支援の質を向上させるのに効果的であることから、今後、研修を必要とする支援者に情報が届くよう周知すること。
地区障がい相談支援事業所 はくとう：(福)高志福祉会 はくせい：(福)九頭竜厚生事業団 なんとう：(福)六条厚生会 なんせい：(福)この道福祉会		【地域の関係機関とのネットワーク構築】 ①地域における福祉向上の観点から、地域包括支援センターとの協働による取組を今後も期待したい。 ②教育や保育、児童発達支援センターとの連携も深めていけると良い。 【相談窓口の周知】 ③地区民生児童委員協議会定例会への参加や地区の行事などを活用し、地域性を捉えた取組は良い。 【相談対応】 ④サービスの利用に繋がりにくい障がい者への支援について、今後も粘り強く関わりを継続して、支援の方向性を見出してほしい。	【地域の関係機関とのネットワーク構築】 ①地域包括支援センターとの連携については、普段の相談業務から地域での相談窓口の周知活動において、各事業所とも連携強化に努めている点は高く評価できる。 ②高齢者分野との連携は定着化しつつあるため、今後は児童発達支援センターとの連携強化に努めること。 【相談窓口の周知】 ③民生児童委員協議会定例会などの機会を捉えた活動も継続することで、地域において気軽に相談しやすい窓口として、顔の見える関係づくりを強化すること。 【相談対応】 ④福祉サービスの利用が必要でありながら、利用に至っていない場合や複合的な課題を抱えるケースについて、関係機関との連携を図り、アウトリーチによる継続的な関わりを通じて、適切な支援につなげること。
その他全体的なこと		・委託相談支援事業所間で、個別ケースや関係機関との連携などの取組を共有すると良い。 ・限られた人員で十分業務に取り組んでいる。	・委託相談支援事業所間で、各取組の工夫点や課題などを共有することで、相談支援体制の強化を図ること。 ・自立支援協議会運営については、市と連携を密にし、地域課題の把握・共有・整理を行い、自立支援協議会での課題解決に向けた取組を行うこと。